

六月定例会

伊予市税条例の一部を改正する条例の専決について

問

寄附金の納税額控除について、改正の趣旨と改正内容の要点を伺いたい。

答

趣旨は地域に密着した民間広域活動や寄附文化を一層促進する観点から、条例により制定した寄附金を控除の対象とする制度の創設である。

内容は九月をめどに作業を進めており、寄附金の上限を総所得金額の25%から30%に引き上げ、適用下限額を十万円から五万円に引き下げ、ふるさとに貢献し、応援したいという納税者の思いを実現する。

市道路線の認定について

問

一・開発行為に基づく団地内道路三件は、寄附採納を受け



市道認定を受けた宮下北田線

ているのか。
二・市民の不利益にならないよう、市道認定に関する考え方を伺いたい。
三・今回の六件を含め、市道数と総延長距離は。

答

一・寄附採納を受けている。
二・開発区域を購入する市民の方は、その道路が個人所有か市道なのか確認も必要と思う。なお、寄附について指導を十分行っていききたい。
三・伊予地域が六百二十四本、二百六十五キロメートル、中山地域が百九十本、百五十キロメートル、双海地域が百二十一本、百八十キロメートルで合わせて、九百四十五本、五百九十五キロメートルである。

伊予市土地開発公社の経営状況について

問

一・門前地区での測量業務委託料の内容及び理由を問う。
二・その後、具体的にどのような販売努力をしたのか。
三・門前の土地に、アスベスト関連の工場が土地を探していると聞いたが、そういった事実があったのか。

答

一・道路用地の測量であり、造成地の中に広くカーブした市道を有効活用するため、直線につけかえる必要が生じたもので、つけかえ道路に関しては、無償譲渡ということでの登記ができた。
二・案内板の設置を四カ所、市ホームページには、常時掲載し、愛媛新聞広告局のウィークリーえひめリックに広告を打った。結果は一区画も売れなかったが、四件の電話照会があり、そのうち一件は、現地視察があった。
三・アスベストを扱う業者の企業誘致の事実はあったが、門前区の集会所で、業者より

内容の説明をして、その後、広報委員から建設反対という意思表示があった。それをもつて、その企業のほうには断念してもらっている。

平成二十年度伊予市一般会計補正予算(第一号)

農業振興費と道後平野農業水利事業費について

問

一・果樹産地体質強化促進事業費補助金の内容について
二・佐古西地区冬期用水調整配分利用負担金の内容について

答

一・温室ミカン栽培農家にとつては、消費の伸び悩みによる価格低迷、加えて重油の高騰に伴い経費が増大し、農業所得の減少、栽培面積の減少が懸念されている。
これに対して県は、足腰の強い果樹産地を目指すために燃料等節減対策として、施設の多重被覆に対して、平成十九年度から二十一年度までの三カ年にわたる補助事業を实



多重被覆資材(エアセルマット)

施、県が三分の一、市が六分の一の合計二分の一の助成を行い、受益者が残り二分の一を負担し、上灘・下灘・南山崎管内で十七農家、受益面積三百三十ヘクタールで実施しようとするものである。
二・水田の裏作用水の確保を目的に、国の土地改良事業として東温市に建設を進めていた佐古ダムが平成十三年度に完成し、平成十八年度より試験的に送水をしていたが、今年度より事業実施に当たり、利用する水量に伴う負担金として支払うもので、対象面積二百九十ヘクタールで二十三万立方メートルの水確保が必要となり、十八年度実績で勘案すると立方メートル当たり二円となり、今回四十六万円の負担金を支出しようとするものである。